

保護者様

大阪市立桜宮小学校

校 長 松本 行弘

非常変災時等の対応に関してのお知らせ

標題について、これまでの気象状況や災害状況に鑑み、本市教育委員会から非常変災時等の対応を変更する旨の通知がまいりました。本校でも、次に示す基準により臨時休業等の措置をとりますので、ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

記

午前7時の時点、及び午前7時を過ぎて始業時刻までに、次に掲げる態様及び規模の災害等が発生した場合、臨時休業とします。

ア 大阪市において、「暴風警報」若しくは「暴風雪警報」又は「特別警報」が発表された場合。

イ 所在する区のいずれかの地域において河川氾濫の避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）の発令があった場合。

ウ 大阪市内のいずれかの地域において、震度5弱以上の地震が発生（気象庁発表）した場合。

エ 「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）のうち、「観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された場合」に関するもの（気象庁発表）が発表された場合。

※ 児童が登校している場合や始業時刻後に上記の態様及び規模の災害等が発生した場合は、保護者等への直接引き渡しを行うことがあるので、ホームページをご覧くださいとともに、保護者メールや緊急連絡先をご確認いただき、メールや電話での緊急連絡にお備えください。また、児童の自宅周辺や通学路の安全と、保護者等の在宅を確認したうえで、教職員が引率等を行い下校させる場合もあります。その状況に応じ、自宅、学校園、その他近くの安全な場所等に避難することやどのような行動をとることが安全確保につながるか、家族が不在の場合はどうするか等、事前に話し合っておいてください。

ただし、校区内に「避難勧告」「避難指示（緊急）」の発令がなされた場合、校内にて児童の安全確保に努め、待機・避難させます。 （注）学校が臨時休業の場合、いきいき活動もありません。

※ 避難所の開設等に関することは、各区役所にお問い合わせください。